

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会  
会 長 常 住 豊

### 出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について

日頃より本会の運営にご協力いただき、御礼申し上げます。

標記の件につきましては、令和3年6月3日付け・日行連発第264号及び令和3年7月16日付け・日行連発第451号にて、総務省からの協力要請に係るご連絡をさせていただきましたが、この度、再度緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置が発出されたことに伴い、総務省から「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の令和3年7月30日及び8月5日の変更点が示されましたのでご連絡いたします。

つきましては、下記の取組について、貴会におかれましても適切にご対応いただくとともに、所属会員へご周知いただきますようお願いいたします。

ご理解・ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

### 記

- ・緊急事態措置区域において、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定（令和3年7月30日・8月5日変更）。以下、「基本的対処方針」という。）にて「職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指す」とされていることについての周知・呼びかけ。
- ・重点措置区域において、基本的対処方針にて「職場への出勤等について、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底する」とされていることについての周知・呼びかけ。
- ・緊急事態措置区域から除外された都道府県（除外後、重点措置区域とされた都道府県を含む。）において、「職場への出勤等については、引き続き「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進すること」とされていることについての周知・呼びかけ。
- ・緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の区域において、在宅勤務テレワーク、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組についての周知・呼びかけ。
- ・既に公表している企業・団体がHP等を更新する際も含め、内閣官房が提示するフォーマットに沿った形で、テレワーク等の実施目標及び実績など出勤回避状況を定量的に示すとともに、テレワーク等の推進に向けた具体的な取組や工夫を併せて公表するよう改めての周知・呼びかけ。

以 上

《別紙1》新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針抜粋（令和2年3月28日（令和3年7月30日変更））

《別紙2》新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和3年8月5日変更））

《別紙3》新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和2年3月28日（令和3年8月5日変更）【新旧対照表】